

田村市いきいき健康づくりフォーラム2026業務委託に係る プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

プロポーザル実施要領は、田村市いきいき健康づくりフォーラム2026業務に関し、その内容及び事業者の能力・実績等を総合的に判断し本業務に最も適した事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

田村市いきいき健康づくりフォーラム2026業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「田村市いきいき健康づくりフォーラム2026委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

(4) 提案限度額

金6,000,000円以内（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

なお、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に再委託してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿【物品購入（修繕）】に登録されている者又は登録予定の者であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）に事業所（本支店を含む）を有し、過去5年以内に本市または東北地方の自治体で健康づくりイベントを1件以上実施したことがあること。

4. スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和8年 7月 7日（火）
参加申込に関する質問書の提出期限	令和8年 7月14日（火）午後5時まで
参加申込に関する質問書の回答	令和8年 7月17日（金）までに市ホームページに掲載
申請書類の提出期限	令和8年 7月28日（火） <u>午後3時まで</u>
一次審査【書類審査】 ※申込が5者以上の場合	令和8年 7月29日（水）
一次審査結果通知	令和8年 7月30日（木）
二次審査【プレゼンテーション】	令和8年 8月 7日（金）
二次審査結果通知	令和8年 8月10日（月）
契約締結	令和8年 8月上旬 [予定]

※応募状況その他の理由により、日程が変更になる場合あり。

5. 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出期限 令和8年7月28日（火）午後3時（必着）
- (2) 提出先 「14. 窓口・問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用）に限る。
持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日は除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。なお、7月28日（火）は午後3時までとする。
また、郵送中の事故に伴う損害に関し、本市は一切の責任を負わない。

(4) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は次表のとおり

No	様式番号	提出書類の名称	提出部数
1	様式1	参加申込書	正本1部 副本7部
2	様式2	参加資格要件確認書	
3	様式3	会社概要書	
4	様式4	企業実績調書	
5	任意様式	企画提案書	
6	様式5	参考見積書 *経費内訳について、本業務を実施するために必要な経費（消費税含む。）を記載する。	

ア 任意様式は原則A4版、片面印刷20枚以内とし文字サイズは10.5ポイント以上とする。必要に応じてA3版（折り込むようにすること。）も可とする。

イ 上記1から5までの順序で製本し、目次、インデックスを付け、フラットファイル（A4）に左綴じすること。

(5) 企画書類の取扱い

企画書類の作成及び提出にかかる費用は参加者の負担とする。

提出された企画書類は返却しないものとする。

実施要領及び仕様書に定めのない事項は、市と参加者において別途協議する。

(6) 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書に記載している目的、概要、業務の内容とともに、次の事項を盛り込んだ提案とすること。

① 企画のコンセプト、全体イメージ

ア コンテンツ、スポットなどを含めたイベントの内容

イ 企画内容がターゲットに訴求する理由

ウ 全体スケジュール、実施体制

・社会状況に応じた感染症防止について

・事故・災害発生時に迅速な対応が可能な体制について

② プロモーション方法

ア 情報発信媒体を明確にした情報発信の詳細

イ 情報発信媒体が想定する参加者に訴求する理由

③ 効果検証

事業結果と効果の検証方法

④ その他提案事項

(7) 留意点

① 提案書は、1事業者につき1提案とする。

② 提出期限後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は不可

③ 前記「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合、無効とする。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問書（様式6）により、次の電子メールアドレスまで送信すること。

送信メールの件名は「田村市いきいき健康づくりフォーラム2026プロポーザル質問書」とすること。（送信先アドレス）hoken@city.tamura.lg.jp

(2) 質問の送付先

「14. 窓口・問合せ先」のとおり

(3) 質問の受付期間

令和8年7月14日（火）午後5時までに受信したものを有効とする。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）午後5時までに市のホームページに掲載

する。

※個別の回答は行わない。

(5) 注意事項

質問内容は、実施要領及び仕様書に関することに限る。他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。また、電話による質問には応じない。

7 参加辞退届

参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

8 一次審査【書類審査】

(1) 審査方法

参加資格要件を満たす申込者が5者以上の場合、田村市いきいき健康づくりフォーラム業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）による一次審査を実施する。参加申込者からの提出書類に基づき、「10. 審査基準」により審査を行う、評価点合計の上位4者を一次審査通過者として選定する。

なお、一次審査を実施しない場合は、審査項目全てを二次審査時に審査するものとする。

(2) 審査結果通知

審査結果について、全ての参加申込者に電子メールで通知する。

また、審査結果に対する異議申立てには応じない。

9 二次審査【プレゼンテーション】

(1) 審査方法

①一次審査を実施した場合

一次審査を通過した参加申込者に対して、委員会によるプレゼンテーション審査会へ出席を求め、事業の提案発表により審査を行い事業者を選定する。

委員会で定めた「10. 審査基準」の評価基準に沿って審査し、総合計で行い、最も評点の高い提案者を最優秀提案者を選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

審査の結果、審査合計点数が基準点（全体の6割）に満たない場合は、選定しない。

②一次審査を実施しない場合（申込者4者以内）

参加資格要件を満たす申込者が4者以内の場合は、一次審査を実施せずに委員会によるプレゼンテーション審査会へ出席を求め、事業の提案発表により審査を行い事業者を選定する。委員会で定めた「10. 審査基準」の評価基準に沿って審査し、総合計で行い、最も評点の高い提案者を最優秀提案者を選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。参加申込者が1事業者の場合でもこの方法により審査する。

審査の結果、審査合計点数が基準点（全体の6割）に満たない場合は、選定しない。

(2) 実施日 令和8年8月7日（金）午後1時30分（予定）

詳細の時間については、後日、電子メールにて連絡する。

ただし、提案事業者数などにより変更する場合がある。

(3) 実施場所 田村市役所 3階 304会議室

(4) 実施時間 1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）

- (5) 出席者数 出席者は、1事業者につき3名までとする。
- (6) 注意事項
- ア 企画提案書に基づいて説明することとし、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター（HDMIケーブル）及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。なお、追加資料（スライドを含む）の使用及び配布は認めない。
 - イ 本プロポーザルに参加する経費等は、全て参加事業者の負担とする。
 - ウ 提出した書類の修正又は変更は、一切認めないものとする。
 - エ 提出書類に記載された担当者等は、原則として変更できない。ただし、病気や事故、退職等やむを得ない事情により変更する場合は、その限りではない。
 - オ 提出された提案書等書類の一式は、一切返却しないものとする。
- (7) 審査結果の通知及び公表
- 審査結果は、審査終了後速やかにすべての企画提案者に書面で通知する。あわせて、最優秀提案者の名称を田村市ホームページ上で公表する。なお、該当者がいない場合もその旨、公表する。また、審査結果に対する異議申立てには応じない。

10. 審査基準

審査項目及び配点		評価の視点
1. 業務理解 (10点)	業務の目的と理解	健康課題（肥満）に関する現状及び参加者に対して抱える課題等、事業を実施する上で根幹となる事業趣旨を把握しているか。また、これらの課題を捉えた企画内容となっているか。
	業務体制	事業を実施する上で十分な体制であるか。社会状況に応じた感染症防止、事故・災害発生時に迅速な対応が可能な体制であるか。
2. 業務遂行能力等 (20点)	スケジュール	委託業務完了までの無理のない実務実施工程となっているか。
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は情報発信等に関して特筆すべき業務効果があるか。
	企画性①	企画のコンセプト・全体イメージが具体的に明記されているか。提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。
3. 企画提案内容 (60点)	企画性②	市民への周知及び参加を促すための工夫がなされているか。
	事業効果の設定と検証	提案内容の効果の設定と検証方法の提案がなされているか。
	付加的な提案	創造的かつ活用可能な企画が盛り込まれているか。

4. 見積額 (10点)	事業費の妥当性	事業費（見積書）の積算は適切か。
-----------------	---------	------------------

※業務遂行能力等（業務実績）及び見積額については、事務担当が採点を行う。

1 1. 契約

(1) 仕様書の調整

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に市と協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 契約の締結

最優秀提案者は、市に改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。（随意契約）

契約における契約金額は、企画提案の際に提出した見積書記載額を上限とする。ただし、市が相当と認めた場合にはこの限りではない。

(3) その他

契約候補者と市との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1 2. 参加事業者の失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなかった場合。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (5) 見積額が提案限度額を超えている場合。
- (6) 上記(1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適当であると認めた場合。

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨並びに単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- (2) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領等の内容に同意したものとみなす。
- (3) 天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することが出来ないと認められるときは、本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用は本市に請求することはできない。

1 4. 窓口・問合せ先

田村市保健福祉部保健課（担当：健康増進係 助川、紺野）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添7 6 番地 2

電話 0247-81-2271 FAX 0247-82-4555 E-mail hoken@city.tamura.lg.jp